

○山田町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

平成29年2月20日告示第25号

改正

平成30年8月30日告示第90号の2

令和4年3月14日告示第34号の3

令和6年10月7日告示第73号

山田町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱を次のように定め、平成29年4月1日から施行する。

山田町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）の指定事業者指定申請書により行うものとする。

(指定事業者の指定)

第3 町長は、第2に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定事業者の指定を行うときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による指定事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 平成27年4月1日において、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定事業所の指定を受けたものとみなされた指定事業所の指定の期間は、平成30年

3月31日とする。

(指定の拒否)

第4 第3に規定する指定事業者の指定を行うことにより、山田町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定を行わないことができる。

(変更の届出等)

第5 指定の申請事項の変更に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式の変更届出書により、事業の再開に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式の再開届出書により、事業の廃止又は休止に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式の廃止・休止届出書により、それぞれ届出を行うものとする。

(指定の更新)

第6 法第115条の45の6第1項の規定による更新の申請は、厚生労働大臣が定める様式の指定更新申請書により行うものとする。

(指定の取消し等)

第7 町長は、法第115条の45の9の規定により指定を取り消したとき又は指定の全部若しくは一部の効力を停止するときは、当該指定事業所に通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第8 町長は、第3から第7までの規定による指定、指定の取消し又は届出の受理(以下第8において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、岩手県、国民健康保険団体連合会その他の機関にこれを提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他指定等に関し必要と認める事項

(事故発生時の対応)

第9 指定事業者は、総合事業の利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(指導及び監査)

第10 町長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、総合事業における指定事業者の指定等に必要な事項は、町長が別に定める。

前 文 (抄) (平成30年8月30日告示第90号の2)

平成30年10月1日から施行する。

前 文 (抄) (令和4年3月14日告示第34号の3)

令和4年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (令和6年10月7日告示第73号)

令和6年4月1日から適用する。なお、この告示の公布の際現に改正前の要綱の規定により行われた申請又は届出については、改正後の要綱の規定により行われた申請又は届出とみなす。